

事業区分
金銭給付

平成27年度 事務事業評価シート

事務事業名	弱視等治療用眼鏡助成				所管	区民部	
						子育て支援課	
事務事業の概要	事業の開始・終了年度		[事業開始]	平成 1 9 年度	[終了予定]	- 年度	
	根拠法令等	要綱	[法令等名]	台東区弱視等治療用眼鏡助成事業実施要綱			
	事業対象	健康保険給付による弱視等治療用眼鏡を使用している9歳未満の子供					
	事業目的	弱視等治療用眼鏡等の買換え及び修理に係る費用の一部を助成して、弱視等の子供を育てる家庭の経済的負担の軽減を図ることにより、子育てを支援する。					
	事業内容	健康保険給付による弱視等治療用眼鏡を使用する者が次に該当する場合、費用の一部を助成する。 (1)更新:健康保険制度で認められる期間が経過していない時期に、度数を変更して眼鏡等を買換える場合(所要額を助成、上限額あり) (2)修理:度数を変更せずに眼鏡等を買換える場合及び眼鏡等を修理する場合(所要額の2分の1を助成、上限額あり)					
	委託の有無	なし	委託内容				
	補助金の有無	なし					
事務事業の実績	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度
	活動指標	助成件数	件	10	14	10	11
	成果指標						
	決算額	(単位:千円)			203	213	283
	事務事業コスト	人にかかるコスト(人件費など)			1,666	1,278	3,259
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			2	2	2
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			202	212	282
		総経費			1,870	1,492	3,543
	財源項目	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0
		その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0	0	0
一般財源(区負担額)			1,870	1,492	3,543		
前回評価から改善した事項	なし						
評価の視点	評価	評価の理由					
	必要性	3	子ども医療費助成事業の対象は健康保険制度の範囲内であり、弱視等治療用眼鏡等の買換時期に制限等がある。そのため、子ども医療費助成事業の対象外となる弱視等治療用眼鏡の購入等の補助を行う必要がある。				
	効率性	3	周知用のチラシを外部委託せず、職員が印刷する等、事務的経費を最小限に抑えている。				
	手段の適切性	3	健康保険制度外の治療用眼鏡の更新・修理に係る費用を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減している。				
	目的達成度	4	助成件数は目標に達している。				
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)					評価結果	今後の方向性	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了
子供の弱視等の治療は、経済的な理由に関わらず、早期に実施することが重要である。他の制度で助成できないことから、本事業を継続する。						維持	